

外来医療計画に係る医療機器の共同利用計画及び稼働状況報告について

1 外来医療計画に係る取組について

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定（令和6年3月改定）し、医療機器の効率的な活用のため、医療機関に対し、対象医療機器を購入する場合は「共同利用計画」を、対象医療機器を新規購入した場合は「稼働状況報告」の提出を求めることとしている。

<対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィー

2 共同利用計画について

前回報告分（令和7年7月15日）以降、令和8年1月15日までに3医療機関から共同利用計画の提出があった。

<対象施設>

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

3 稼働状況報告について

地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機器の稼働状況について、毎年度県への報告を求めることとしている。

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の稼働状況については、7件（外来機能報告対象医療機関より1件、外来機能報告対象外医療機関より6件）の報告があった。

<対象施設>

令和5年4月1日以降に上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）した全ての病院、診療所

<報告方法>

病院、有床診療所、報告の意向を有する無床診療所：外来機能報告

上記以外の無床診療所：稼働状況報告書を所管保健所へ提出